

建設業許可を取るためには・・・

1 常勤役員等（経營業務の管理責任者） が必要です

建設業者の事業の持続可能性の観点から、経營業務の管理を適正に行うに足りる能力を有することが必要です。

次のイ（１）～（３）又はロ（１）～（２）のいずれかの要件を有する体制があることを証明する必要があります。

イ 経營業務の管理責任者を 1 名備えることによって、建設業の経営体制を有することを証明することができること

（１）建設業に関し、5年以上経營業務の管理責任者として経験を有する者

（２）建設業に関し、5年以上経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者として経營業務を管理した経験を有する者

（３）建設業に関し、6年以上経營業務の管理責任者に準ずる地位にあって経營業務を補佐する業種に従事した経験を有する者

ロ 常勤役員等 1 名とその者を財務・労務・業務の分野において直接に補佐する者を 3 名（同一人可）備えることによって、建設業の経営体制を有することを証明できること

（１）建設業に関して、2年以上役員等としての経験を有しており、かつ、これらと通算して、5年以上役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位にある者としての経験を有する者を配置して、かつ、この人物を直接に補佐する者を配置する場合

（２）5年以上役員等としての経験（建設業に限らない）を有し、かつ、建設業に関して2年以上役員等としての経験を有する者を配置して、かつ、この人物を直接に補佐する者を配置する場合

■常勤役員等（経營業務の管理責任者）とは・・・

「営業取引上対外的に責任を有する地位」にあって、建設業の経營業務について、総合的に管理した経験を有する者 ～上記経験を確認する必要があります。

確認書類について具体的には・・・

経験・地位	建設業許可業者での経験の場合	建設業許可を受けていない業者での経験の場合
会社（法人） 役員経験	① 地位及び経験を確認する書類 許可通知書、許可申請書、変更届出書（受付印のあるもの）の写し	① 地位を確認する書類 商業登記簿謄本（閉鎖含む） ② 経験を確認する書類 建設工事に関する工事請負契約書 又は注文書及び請書（年1件程度）
個人事業主 （支配人）	① 地位及び経験を確認する書類 許可通知書、許可申請書、変更届出書（受付印のあるもの）の写し ） ※支配人の場合	① 地位を確認する書類 確定申告書 ② 経験を確認する書類 建設工事に関する工事請負契約書 又は注文書及び請書（年1件程度）

1 記載されている書類のいずれも必要期間（※注）分の提出（確認）が必要となります。

2 上記の経験・地位のほか、「使用人」「補佐経験」等もありますので、詳しくはお問い合わせください。

（※注：建設業に関する経験（業種は問いません）が5年間以上分 →詳しくは直接お問い合わせください。）

また、許可を取る法人の「常勤の役員」、または「個人事業主」であることが条件となること

から、営業所に毎日所定の時間、その職場に従事していることが必要ため、「健康保険証のコピー（会社名が記載されているもので、表面・裏面のコピー）」、又は「直近の住民税特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）などで常勤性を確認します。

2 一定の資格（または経験）を有する専任技術者 が必要です

■専任技術者とは・・・

一定の資格（または経験）を有し、営業所に常勤して専ら職務に従事する者
～従事する職務とは、請負契約の締結にあたっての技術的なサポート（工法の検討、注文者への技術的な説明、見積等）を行うことから、営業所に常駐していることが必要となります。

《一定の資格（または経験）要件》 ～次のいずれかに該当する者

- 1 許可を受けようとする業種に係る特定の学科を修了し、一定の実務経験を有する者
- 2 許可を受けようとする業種に関し、120ヶ月の実務経験を有する者
- 3 一定の国家資格を有する者

また、常勤役員等同様、常駐確認のための書類が必要となります。

3 適切な社会保険に加入していること が必要です

建設業の働き方改革の推進、現場の処遇改善の観点から、社会保険（健康保険・厚生年金・雇用保険）に加入していない場合は、許可を受けることができません。→一部適用除外がありますので、詳しくは直接お問い合わせください。

4 請負契約に関する誠実性 が必要です

許可を受けようとする者が法人である場合においては、当該法人・役員等（非常勤含む）・建設業法施行令第3条に規定する使用人が、個人である場合においては本人・支配人・施行令第3条に規定する使用人が請負契約に関して「不正」又は「不誠実」な行為をするおそれが明らかでないことが必要です。

5 財産的基礎又は金銭的信用 が必要です

倒産することが明白である場合を除き、建設業の請負契約を履行するに足りる財産的基礎又は金銭的信用を有していることが必要です。

6 欠格要件に該当しないこと が必要です

許可を受けようとする者が次の①又は②に該当する場合は、許可を受けることができません。（誓約書にて確認します。）

- ① 許可申請書又はその添付書類中の重要な事項について、虚偽の記載がある又は重要な事実の記載が欠けている場合
- ② 建設業者として適正を期待し得ないと考えられる事項（→お問い合わせください）に該当するもの（役員等、支配人又は営業所の長に該当者がある場合を含む）

詳しくは申請窓口へお問い合わせください。

★問い合わせ先（申請窓口）★

北海道上川総合振興局建設指導課土木係 TEL：0166-46-5946（直通）
〒079-8610 旭川市永山6条19丁目 北海道上川合同庁舎2階

3年(2021年)1月4日改訂